

## 政治資金監査に関するQ&amp;A（その8）

番号	ご質問	回答
<b>政治資金監査に関すること</b>		
92	登録政治資金監査人が政治資金監査報酬を受領した際に、国会議員関係政治団体に対して作成する領収書等には、収入印紙の貼付が必要か。	<p>登録政治資金監査人が政治資金監査報酬を受領した際に、国会議員関係政治団体に対して作成する領収書等は、営業に関しない受取書に該当しますので、印紙税は課せられず、収入印紙を貼付する必要はありません。</p> <p>このQ&amp;Aについては、国税庁の文書回答制度に基づく照会を行い、回答を受けています（照会及び回答については、「国税庁ホームページ 登録政治資金監査人が作成する「受取書」に係る印紙税法上の取扱いについて」をご参照ください。）。</p>
93	政治資金監査を国会議員関係政治団体の主たる事務所と主たる事務所以外の場所で実施した場合、政治資金監査報告書の「1 監査の概要」（4）政治資金監査の実施場所については、どのように記載すべきか。	<p>お尋ねの場合、国会議員関係政治団体の主たる事務所においても政治資金監査を実施しており、当該政治資金監査は、「国会議員関係政治団体の活動実体を踏まえて経常経費を確認すること」という原則を担保しております。</p> <p>したがって、政治資金監査報告書記載例のとおり記載すれば差し支えなく、主たる事務所以外の実施場所についてまで、政治資金監査報告書に記載する必要はありません。</p>
94	支出の目的が記載されていないため政治資金規正法上の領収書等に該当しない1件1万円を越える領収書で、政治資金監査において領収書の記載事項と会計帳簿の記載事項との整合性が取れているため、領収書等亡失等一覧表には記載されなかった場合、当該領収書を収支報告書と併せて提出する必要はないのか。	<p>お尋ねの領収書は、政治資金規正法上の領収書等には該当しないため、提出義務はかかりませんが、当該支出については、領収書等亡失等一覧表に記載されないため、政治資金の収支の公開の観点から、収支報告書と併せて提出すべきであると考えられます。</p> <p>なお、支出の目的が記載されていない領収書を受領した場合には、発行者に対して、記載の追加や再発行を要請するなど、支出の目的が記載された領収書等を備えることが原則です。</p>

95	<p>政党支部に対して、政党助成法による監査意見書を作成した弁護士、公認会計士又は税理士が、登録政治資金監査人として、当該政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。</p>	<p>政党助成法による監査意見書を作成した弁護士、公認会計士又は税理士が、当該政党支部の役職員など政治資金規正法の業務制限に該当しない場合には、登録政治資金監査人として当該団体の政治資金監査を行うことは差し支えありません。</p>
96	<p>インターネットバンキングを利用して、振込みした場合、振込み依頼を受け付けた旨を表示する画面を出力した書面は、振込明細書と認められるのか。</p>	<p>お尋ねの書面に、当該書面を作成した金融機関名、支出の金額及び年月日が記載されている場合、振込明細書に該当します。 ただし、受付日と口座引落日が異なるいわゆる指定日振込みについては、お尋ねの書面からでは、確かに口座引落日されたかどうか明らかではないため、振込明細書には該当しません。</p>